

研修機関 申請資格チェック表 (新規申請用)

下記に該当する医療施設が申請可能です。

専門医研修施設の資格

- 認定医、専門医の研修指導及び育成を行う施設
 - 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、年間 60 件以上行われている施設
 - 指導医が 1 名以上勤務（常勤もしくは非常勤）している施設
 - * 代表指導医 1 名を登録しなければならない。
 - 代表指導医は、1 名につき 3 施設まで本会研修機関での兼務を認める。常勤または非常勤は問わないが指導医は職歴として明記しなければならない。
 - 本会認定制度 研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられている施設
 - (1) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術の研修
研修カリキュラムに従い、次の項目のすべての研修を実施する。
 - 1) 高齢化と社会
 - 2) 老化と身体
 - 3) 歯科訪問診療
 - 4) 摂食嚥下リハビリテーション - * 上記各項目において、やむを得ず、研修機関での研修が困難な項目については、委員会が指定する「専門医申請者研修」に代替することが出来る。
 - (2) 学会及び研修会等に参加
 - (3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表
 - (4) 医療倫理、医療安全管理、感染予防対策及び個人情報保護等に関する研修
- 研修の実施に必要な設備、図書などを有している施設
- 教育行事の開催が恒常的に行われている施設